

【 物 品 】 企 業 合 併 に 伴 う 入 札 参 加 資 格 の 取 扱 い

平成31年1月1日 現在

☆システムによる変更が必要 ★場合によってはシステムの入力が必要 ○書類の提出が必要 ●場合によっては書類の提出が必要

No.	申請者	システム入力の要否	共通審査自治体に送付				個別審査自治体に送付		その他
			変更申請チェック表	登記事項証明書(写し可)	役員等名簿	代表者職氏名と代表者印を押した理由書(原	変更申請チェック表	委任状	
A社(資格あり)とB社(資格あり)が合併し、A社が存続会社の場合									
16	存続会社(A社)	★	○	●	●	—	●	●	◆登録内容を継承する場合は、システムの入力が必要です。 上記の場合、合併契約書(営業譲渡契約書)等の写しを提出してください。
17	消滅会社(B社)	☆		—	—	—	—	—	削除申請を行ってください。
A社(資格あり)とC社(資格なし)が合併し、A社が存続会社の場合									
16	存続会社(A社)	手続きは不要です。 ただし、合併に伴い「商号又は名称」「所在地」等が変更になる場合は、A社の変更申請が必要です。申請方法は、「【物品・役務】変更手続の方法」をご確認ください。							
A社(資格あり)とC社(資格なし)が合併し、C社が存続会社の場合									
18	存続会社(C社)	存続会社(C社)が松江市の入札参加資格要件を満たす場合は、変更手続きによりA社(消滅会社)の資格内容をC社に継承させることができます。							
		☆	○	○	○	—	●	●	◆登録内容を継承する場合 ・合併契約書(営業譲渡契約書)等の写し ・松江市個別添付書類 ・(松江市が共通審査団体の場合)共通添付書類

「(商業)登記事項証明書」は現在事項全部証明書を添付してください。ただし、履歴事項全部証明書でも可とします。

上表に該当しない場合やご不明な点がございましたら、松江市契約検査課までお問合せ下さい。